

議案第八十七号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七八一、〇〇〇円」を「七七九、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。